

報道発表資料

令和8年2月18日

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「障害者総合支援法」といいます。）及び児童福祉法（昭和22年法律第164号）の規定に基づく行政処分を以下のとおり行うこととし、本日付けで事業者に対し当該処分について通知しました。

1 事業所の概要

事業所名	所在地	事業種別	定員	指定年月日
Dサポート	本宿町字広畑16番地	就労移行支援	10名	令和6年9月1日
ワンライフ OKAZAKid's	東蔵前町字火打山 45番地3	放課後等 デイサービス	10名	令和4年4月1日
事業者 法人名 一般社団法人One Life 代表者 代表理事 鈴木 裕二 所在地 名古屋市名東区牧の里一丁目1316番地				

2 処分内容

事業所名	不正請求	不正な手段による指定申請	虚偽の答弁	処分内容	効力発生日
Dサポート	○	○		指定の全部 効力の停止 (3か月)	令和8年 4月1日
ワンライフ OKAZAKid's	○		○		

3 指定の効力停止期間

令和8年4月1日から同年6月30日まで

4 利用者が継続的にサービスを受けるための支援

以下の内容について行政指導を実施するとともに、本市に逐次報告するよう求めます。

- ・速やかに利用者、利用障がい児及び保護者等に現在の状況等について懇切丁寧な説明を行うこと。
- ・利用者、利用障がい児及び保護者等の希望を踏まえ、必要なサービスを継続的に利用できるよう他の事業所等との連絡調整その他の便宜の提供を行うこと。
- ・利用者、利用障がい児及び保護者等に対する支援が成り立たなくなることをないよう全ての従業者に対して丁寧に説明を行うとともに、必要な措置を講じること。

5 処分理由及び原因となる事実

処分理由		Dサポート (就労移行支援)	ワンライフOKAZAKid's (放課後等デイサービス)
不正請求	サービス管理責任者又は 児童発達支援管理責任者欠如減算	○	○
	福祉専門職員配置等加算	○	
	処遇改善加算	○	
	個別支援計画未作成減算		○
	児童指導員等加配加算		○
	専門的支援体制加算		○
	専門的支援実施加算		
	専門的支援加算		
延長支援加算		○	
不正な手段による指定申請		○	
虚偽の答弁			○

- ・不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号及び児童福祉法第21条の5の24第1項第6号に該当）
- ・不正な手段による指定申請（障害者総合支援法第50条第1項第9号に該当）
- ・虚偽の答弁（児童福祉法第21条の5の24第1項第8号に該当）

(1) Dサポート（就労移行支援）

ア 不正請求（障害者総合支援法第50条第1項第6号に該当）

(ア) サービス管理責任者欠如減算に関するもの

サービス管理責任者は、常勤で1人以上配置する必要があるが、令和6年10月から12月までの計3か月、サービス管理責任者が他の事業所の業務に従事し、Dサポートでの配置時間数が常勤の勤務すべき時間数を満たしていなかった。これにより、サービス管理責任者欠如減算を適用する必要があったにもかかわらず、これを適用せず、人員配置があったものとして、報酬告示に反して不正に報酬を請求し、取得していた。

(イ) 福祉専門職員配置等加算に関するもの

令和7年1月及び2月の計2か月について、サービス提供職員の員数が福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、人員配置があったものとして、本来請求できない福祉専門職員配置等加算を報酬告示に反して不正に請求し、取得していた。

(ウ) 福祉・介護職員等処遇改善加算に関するもの

令和7年1月から3月までの計3か月について、福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)の要件を満たしていなかったため、福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)の要件を満たさないことになり、これを算定できない状況であったにもかかわらず、本来請求できない福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)を報酬告示に反して不正に請求し、取得していた。

イ 不正な手段による指定申請(障害者総合支援法第50条第1項第9号に該当)
新規指定申請において、生活支援員として記載された者がワンライフOKAZAKid'sの業務に従事しており、指定基準を満たさないにもかかわらず、人員基準を満たすものとして申請し、不正の手段により指定を受けた。

(2) ワンライフOKAZAKid's(放課後等デイサービス)

ア 不正請求(児童福祉法第21条の5の24第1項第6号に該当)

(ア) 個別支援計画に関するもの

令和4年8月から令和7年7月までの期間のうち計32か月、計25名の利用者について、個別支援計画が作成されていない、又は個別支援計画の作成に係る一連の業務が適切に行われていなかったため、個別支援計画未作成減算を適用する必要があるにもかかわらず、これを適用せず、報酬告示等に反して不正に報酬を請求し、取得していた。

(イ) 児童発達支援管理責任者欠如減算に関するもの

児童発達支援管理責任者は、常勤で1人以上配置する必要があるにもかかわらず、令和6年7月から令和7年2月まで及び令和7年4月から7月まで、児童発達支援管理責任者の配置時間数が常勤の勤務すべき時間数を満たしていなかった。このことにより、令和6年9月から令和7年3月まで並びに令和7年6月及び7月の計9か月、児童発達支援管理責任者欠如減算を適用する必要があるにもかかわらず、これを適用せず、人員配置があったものとして、報酬告示に反して不正に報酬を請求し、取得していた。

(ウ) 児童指導員等加配加算に関するもの

児童指導員等加配加算は、給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、児童指導員等を常勤換算方法により1以上配置することにより加算されるが、令和6年7月から令和7年2月まで及び令和7年4月から7月まで児童発達支援管理責任者が常勤として配置されておらず、給付費の算定に必要となる従業者の員数を満たしていなかった。このことにより、令和6年7月から令和7年2月まで及び令和7年4月から7月までの計12か月、児童指導員等加配加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、人員配置があったものとして、本来請求できない

児童指導員等加配加算を報酬告示に反して不正に請求し、取得していた。

(エ) 専門的支援体制加算、専門的支援実施加算及び専門的支援加算に関するもの

専門的支援体制加算は、給付費の算定に必要となる従業者の員数に加え、理学療法士等を常勤換算方法により1以上配置することにより加算されるが、令和6年7月から令和7年2月まで及び令和7年4月から7月まで児童発達支援管理責任者が常勤として配置されておらず、給付費の算定に必要となる従業者の員数を満たしていなかった。このことにより、令和6年7月から令和7年2月まで及び令和7年4月から7月までの計12か月、専門的支援体制加算の要件を満たしておらず、これを算定できない状況であったにもかかわらず、人員配置があったものとして、本来請求できない専門的支援体制加算を報酬告示に反して不正に請求し、取得していた。

また、令和4年8月から令和7年7月までの期間のうち計32か月、計25名の利用者について、個別支援計画未作成減算を適用すべきであった。このことにより、専門的支援体制加算、専門的支援実施加算及び専門的支援加算（以下「専門的支援加算等」という）の要件を満たさないことになり、これを算定できない状況であったにもかかわらず、令和6年3月から令和7年7月までのうち計17か月、計21名の利用者について、本来請求できない専門的支援加算等を報酬告示等に反して不正に請求し、取得していた。

(オ) 延長支援加算に関するもの

延長支援加算は、発達支援時間に加えて別途延長支援時間について個別支援計画にあらかじめ位置付けられた上で支援を行った場合に加算されるが、令和7年7月に、利用者1名に対し、個別支援計画が未作成であったにもかかわらず、本来請求できない延長支援加算を報酬告示に反して不正に請求し、取得していた。

イ 虚偽の答弁（児童福祉法第21条の5の24第1項第8号該当）

令和7年12月12日の監査時に、管理者兼児童発達支援管理責任者が、タイムカードのとおり、遅刻や早退をすることなく常勤として勤務している旨、虚偽の答弁をした。

6 処分に伴う返還予定額 ※1

事業所名	返還対象期間	返還額(円)	加算金額(円) ※2	合計額(円)
Dサポート	令和7年1月から 令和7年3月まで	28,143	11,257	39,400
ワンライフ OKAZAKid's	令和4年8月から 令和7年7月まで	20,452,129	8,180,851	28,632,980
総計		20,480,272	8,192,108	28,672,380

※1 給付費は、利用者が居住地を有している自治体が支給しており、最終的な返還請求額は各自治体が精査して確定するため、現時点では予定額としている。

※2 障害者総合支援法第8条第2項及び児童福祉法第57条の2第2項の規定に基づき、関係市町村が当該事業者に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に100の40を乗じて得た額を支払わせることができる。

7 今後の市の対応について

- ・利用者等が必要なサービスを継続できるよう、相談支援事業所等の関係機関と連携して対応していきます。
- ・市内障がい福祉サービス等事業者に対しては、運営指導や集団指導を通じ、適切な運営となるよう指導していきます。